

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、創業以来、地球環境及び社会に水を通じ貢献してまいりました。

「100年先も人と地球をつなぐ情熱で、笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、社会に貢献します。」を企業理念として次の100年先もこれまで培ってきた責任と情熱で全てのステークホルダーと向き合うことにより持続的発展を目指し、新たな技術と製品を創造し、社会に広げることで笑顔があふれる環境を実現して、社会貢献を行ってまいります。

この企業理念の具現化を、コーポレート・ガバナンスにあたっての基本的な考え方の柱として位置付けております。

【株主の権利・平等性の確保】

当社では、常に株主の権利が実質的に確保されるよう法令等に従って適切に対応していくとともに、情報の適時開示により、株主がその権利を適切に行使できる環境作りに努めております。

今後もこの考え方に則り、株主総会招集通知の早期発送やWEB開示を継続するとともに、少数株主にも配慮した株主の実質的な平等性の確保を図ってまいります。

また、政策保有株式については、保有目的に照らし、定期的に保有の適否の検証を行ってまいります。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社では、企業理念に基づいた企業活動の下、持続的成長と企業価値の中長期的な向上を目指しております。その実現に向け、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会の方々などの各ステークホルダーの立場尊重と、それらの方々との健全で良好な関係維持のための対応姿勢などを水道機工グループとしての「企業倫理・法令遵守行動規範」に定め、各ステークホルダーとの適切な協働に努めております。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社では、会社法、金融商品取引法等の関連法令ならびに、東京証券取引所適時開示規則に従って情報開示を行っております。

さらに、当社ホームページへの財務ハイライト、事業報告書ならびにその他の非財務情報などの掲載により、当事業の状況を正確かつ分かりやすく情報開示することを心がけております。

今後も、適切な情報開示は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を行う上での重要な基盤との認識の下、より分かりやすく、有益な情報提供に努めてまいります。

【取締役会等の責務】

当社では、取締役会において、会社法及び取締役会規定に基づいた重要な決議の他、企業戦略、中期経営計画等の大きな方向性を決定しております。

現在「監査等委員会設置会社」として、取締役(監査等委員)が取締役会に出席し、議決権の行使及び意見の表明を行い、健全かつ透明性の高い経営を維持する体制をとっております。また、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会を設置し、取締役会機能の独立性ならびに客観性の確立と説明責任を果たすために体制を強化しております。なお、定期的に取締役会の実効性評価を行い、その評価結果の共有ならびに更なる向上への取り組みを行っております。

【株主との対話】

当社では、財務・業績状況等に関する情報を法令遵守ならびにIR活動の観点から適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等からの個別の質問等については株主との建設的な対話に関する基本方針に基づき対応し、意見については取締役会で共有するなどして、株主・投資家等との建設的な対話を充実させるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4(議決権の電子行使、招集通知の英訳)】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いと、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の比率が高くなった場合など、株主構成の変化を踏まえて議決権の電子行使や招集通知の英訳について検討いたします。

【補充原則2-4-1(中核人材の多様性の確保)】

当社は、中核人材の登用においては、多様なバックグラウンドを持つ人材に門戸を開いており、個々の社員のキャリアプランや適性に応じて中核人材候補者を育成し、登用を実施しております。採用面では、新卒採用における女性採用目標を4割とし、また外国人を含む中途採用者の採用を継続することで、中長期的に多様性に富んだ中核人材構成となるよう採用を実施しております。

また、多様性確保に向けた人材育成方針と社内環境整備として、事業部門・部門間での人事異動を計画的に実施することにより多様な業務経験を通じてキャリア獲得を目指すとともに、すべての従業員にとって働きやすい環境となるよう、有給休暇取得促進施策の推進や育児休暇等の取りやすい環境整備に積極的に取り組んでおります。

なお、中核人材における多様性確保についての測定可能な目標設定は、採用・登用状況を踏まえて今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2(英語での情報開示・提供)】

現在、当社は海外投資家の比率が相対的に低いため、開示資料の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の比率が高くなった場合に、英語での情報開示・提供を検討いたします。

【補充原則4-1-2(中期経営計画)】

当社は現在中期経営課題を掲げてその達成に努めておりますが、今後は、定量的な目標を含めた中期経営計画を策定・開示することを検討しております。当該中期経営計画を策定した際、その計画が未達に終わった場合には、その原因分析を実施し、次期経営計画に反映させるとともに、株主への適切な説明を行うこととします。

【補充原則4-2-1(経営陣幹部の報酬設計)】

当社取締役会は、グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、株主総会により決議された報酬総額の限度額を上限に、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての賞与、在任期間中における功績に対する報酬としての役員退職慰労金により構成し、監査・監督機能を担う社外取締役ならびに監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。また、業績連動としての賞与につきましては、当期の業績及び中期経営課題に対する達成度合いをもとに評価を行い支給いたします。当該報酬の額ならびに配分については、独立社外取締役が過半数となっているガバナンス委員会における審議や監査等委員会の意見を踏まえて適宜見直しを図るものとしております。なお、今後は株式報酬制度の導入ならびに現金報酬と自社株報酬の割合の検討など、当社にとって最適な報酬の設計について継続的に検討してまいります。

【補充原則4-8-3(支配株主を有する上場会社における独立社外取締役選任)】

当社取締役8名のうち、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役は2名であり、その比率は4分の1となっております。今後支配株主から独立した社外取締役を3分の1以上選任するよう検討してまいります。

【補充原則4-11-1(取締役会全体としての知識等のバランス、多様性および規模)】

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、多様な経験やスキルを保有する人材で構成されることが必要であると考えており、経験・スキルなどのバランス、多様性、適正人数を検討したうえで取締役を選任しております。なお、取締役の選任に関する方針・手続に関しては、本報告書記載の「 1. 【原則3-1()】」に記載しております。また、当社取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりませんが、今後、当社の経営戦略に照らして必要なスキルを特定した上で、スキル・マトリックスを作成、開示していくことを検討してまいります。

【原則5-2(経営戦略や経営計画の策定・公表)】

当社では、資本コストの的確な把握に基づく経営計画の策定ならびに、収益力や資本効率に関する目標設定を今後の経営課題としてとらえており、策定に向けて検討を進めております。また、その実現のために取り組むべき内容を実行計画として明確にし、セグメント毎の投資計画や研究開発テーマの選定、ならびに人的資本への投資等を行い、その内容について説明を行うことを検討してまいります。

【補充原則5-2-1(事業ポートフォリオに関する基本方針)】

当社は現在、官需における水道分野での競争力の維持と下 wastewater 分野での収益拡大を行い、それぞれの事業単位での収益計画ならびに中期経営課題を策定し、年度予算の編成、進捗状況の管理を行っております。今後は、事業ポートフォリオに関する基本方針や見直しの状況について、取締役会で検討を行い、開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しています。また、以下における「経営陣幹部」とは常勤の業務執行取締役を指します。

【原則1-4(政策保有株式)】

当社は、取引関係の構築・強化に資する場合に、政策保有株式として取引先の株式を保有することがあります。政策保有株式の保有に当たっては、その保有目的に照らした経済合理性並びに関連収益の状況などを勘案してその保有適否を検証したうえで保有意義を判断することとしており、保有意義が希薄化した場合には縮減を検討いたします。なお当社は、毎年3月に個別の政策保有株式に関して取得簿価と取引高等を分析し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、加えて、現在並びに将来における定性的な保有効果の確認を行い、保有適否の検証を行うこととしております。なお、2020年3月末時点で前年対比、6銘柄(213百万円)を売却いたしました。また、政策保有株式に関する議決権行使に係る方針を定め、中長期的な企業価値向上に資するかという観点で適切に議決権行使を行います。

【原則1-7(関連当事者間の取引)】

当社と取締役・執行役員との競業取引及び利益相反取引については、法令及び「取締役会規定」に基づき、取締役会における承認を得ることとし、当該取引を行った場合は、その取引に関する事実を取締役に報告することとしております。また当社と支配株主との取引におきましては、あらかじめ取引の重要性やその性質に応じた裁量基準に基づき決定し、必要に応じてガバナンス委員会へ諮問を行い取締役会で承認を行うこととしております。

【補充原則2-4-1(中核人材の多様性の確保)】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載の通りとなります。

【原則2-6(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)】

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しており、企業年金制度は導入しておりません。

【原則3-1(情報開示の充実)】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念は、当社ホームページや有価証券報告書「第2 事業の状況 4【コーポレートガバナンスの状況等】」において開示しております。また、当社グループの中期経営課題(2020年度から3年間)については、有価証券報告書「第2 事業の状況 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】」にて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、本報告書の「 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等

に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営戦略上重要な意思決定を迅速かつ果敢に行うために必要な人材を経営陣幹部として選任、取締役候補者として指名することとしております。その選定においては、当社企業理念及びビジョンへの理解を始め、見識並びに経験、人格、スキルなど総合的な観点から評価を行い決定しております。また、選任においては、事前にガバナンス委員会への諮問を経て、取締役会において審議・決定し、株主総会へ付議することいたします。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得るものといたします。

また、経営陣幹部に重大な法令違反やコンプライアンス違反があった場合には、ガバナンス委員会が経営陣幹部の解任について協議し、その協議結果を踏まえ、取締役会にて十分に審議の上、解任を検討し、法令、定款等に従って手続を実施いたします。

(v)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の取締役の選解任理由は、株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則3-1-3(サステナビリティについての取組み等)】

当社は、企業理念として「100年先も人と地球をつなぐ情熱で、笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、社会に貢献します。」と掲げ、社会へ水環境の改善・汚染防止に寄与する製品・サービスを提供する事業活動を展開しております。当社グループの全ての役職員が、事業活動を通じて安全で省エネルギーかつ高効率な製品・サービスの提供・開発に関わり、その実現のために必要な人材採用・育成、研究開発等の諸課題解決のための投資を図ることによりCO2削減による地球温暖化防止への貢献にも取り組んでおります。

これら事業活動の機会及びリスクに関する課題解決を進める枠組みとして、企業理念を品質方針ならびに環境方針として掲げて、その課題解決のための活動を行うことを明確にした上で、事業ごとのリスクと機会の分析を定期的に行い経営層の判断により課題解決のための実行計画展開を行うとともに、利害関係者のニーズや期待を踏まえ、多面的に絶え間なくスパイラルアップする取り組みを行っております。

当社は、経営上重要な課題への対応において、事業担当役員を責任者として、課題別に実行のための予算並びに担当者を決定し、月別の進捗フォローを行い、四半期ごとの進捗状況を取締役会へ報告しております。

当社は、企業競争力強化に向け、水処理事業各分野において研究開発に取り組んでおり、技術部門を中心として、各関係部門と適切に連携・協力をして、顧客や時代のニーズに適った新技術・製品開発に積極的に努めております。なお、水質基準強化や安全でおいしい水への需要の高まり並びに地方自治体における技術者不足などの近年の背景を踏まえて、高効率で安全・安心な水を供給するべく浄水技術の研究及び水処理装置の開発に積極的に取り組んでおります。

当社は、品質方針に基づく教育訓練として、従業員の能力並びにスキル向上のための教育・研修を毎年実施しております。

【補充原則4-1-1(取締役の役割・責務)】

当社は、機動的な意思決定を可能とするため、決裁権限関連規程を制定し、取締役会・経営会議で審議・承認されるべき事項を定めており、また同規程において、担当取締役(監査等委員を除く)等に委任される事項を定めております。

【原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)】

当社では、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準に従って、その独立性を判断しております。

【補充原則4-10-1(独立した指名委員会・報酬委員会の設置)】

当社は、取締役の指名、報酬等にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役の指名や報酬、支配株主との重要な取引・行為等に関する審議を行い、取締役会に答申しております。なお、ガバナンス委員会の構成は、独立社外取締役を過半数として、その独立性・客観性を高めております。

【補充原則4-11-1(取締役会全体としての知識等のバランス、多様性および規模)】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載の通りとなります。

【補充原則4-11-2(取締役の他の上場会社役員の兼任状況)】

取締役の兼任の状況については、株主総会参考書類や事業報告書等の開示書類に重要な兼職の状況として記載しております。

【補充原則4-11-3(取締役会の実効性の分析・評価)】

当社では、毎年取締役会の実効性評価を実施しており、2020年度は、全取締役を対象として、アンケートによる自己評価を実施いたしました。

1. 各取締役の自己評価の評価項目(5項目：取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会のサポート体制、取締役会の実効性全般、株主への対応)

2. 評価結果の概要

・上記5項目の自己評価に基づき、取締役会として分析・評価した結果、いずれも概ね適切であり、実効性は確保されていると判断いたしました。

・さらに実効性を高めるために、より中長期的な目線で戦略や方針について議論を行うことについて改善の余地があることがわかりました。

・当社取締役会は今回の分析・評価結果を踏まえ、取締役会における議論の更なる充実化を図り、今後も取締役会の実効性を確保できるように努めてまいります。

【補充原則4-14-2(取締役に対するトレーニングの方針)】

当社は、取締役に対するトレーニングに関する基本方針を定め、取締役に期待される役割と責務を果たすうえで必要となる研修等を計画し実践しております。業務執行取締役の就任時には、法的な職責を理解するための研修を行い、業務執行を行わない取締役(監査等委員を含む)の就任時には、法的な職責理解のための研修に加えて当社の概要等を説明するための研修を行います。更に、各取締役が個別に必要なトレーニング機会を提供、又は斡旋するとともに、その費用支援を行うこととしております。

【原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)】

当社は、当社が相当と認める範囲及び手段によって、適切な情報開示と透明性を確保する観点から株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する基本方針を定め、株主との建設的な対話を行うこととしております。

<株主との建設的な対話に関する基本方針>

(1) 株主との対話全般については、総合企画部の担当役員を責任者として決算説明会等様々な取組みを通じて、内容、機会の充実を図ります。

(2) 対話をサポートするIR担当部署は、IRを行う内容に応じてその詳細な情報を有する各関連部門等と事前に十分な情報交換を実施する等の連携を図り、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動に取り組めます。

(3) 当社事業及び戦略等の情報提供については、決算説明会の他、必要に応じて開示書類を充実させ、積極的に推進いたします。

(4) IR活動によって得られた株主等からの意見や要望等については総合企画部の担当役員から取締役会にフィードバックを行います。

(5) インサイダー情報については、社内の内部者取引管理規定に基づき、情報管理の徹底を図ります。

(6) 株主・投資家との対話に際して、一部の特定者に重要情報を選択的に開示することがないよう、フェアディスクロージャールールを遵守し、重要情報の管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	2,191,000	51.09
水道機工共栄会	165,080	3.85
MSIP CLIENT SECURITIES	158,700	3.70
株式会社データベース	120,600	2.81
光通信株式会社	119,800	2.79
株式会社電業社機械製作所	93,400	2.18
株式会社みずほ銀行	80,500	1.88
株式会社品川鐵工場	68,719	1.60
横手産業株式会社	54,496	1.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	45,200	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	東レ株式会社 (上場:東京) (コード) 3402

補足説明更新

2021年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2021年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
保有株券等の数 普通株式 225,200株
株券等保有割合 5.24%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社の営業取引の大半は、親会社グループ以外の企業との取引となっておりますが、親会社や東レグループ企業との間の取引における取引条件は、市場での実勢を勘案して協議により決定しており、少数株主保護の体制を維持しております。また、重要な取引・行為の決定等においては、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会へ諮問を行い、同委員会の答申結果を踏まえ、実行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社は、東レ株式会社であり、当社議決権の51.2% (2021年3月31日現在) を所有しております。当社は、2004年9月に東レグループに属して以降、国内水処理事業の当社への移管・統合を通じ、同グループにおける唯一の「水処理総合エンジニアリング企業」として、中核的役割を担っております。

親会社は、グループ会社各社に向け企業理念並びにビジョンの共有と、グループにおける内部統制システムの構築等の助言・支援を適宜行うことで、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指すことを標榜しております。その上で、当社の独立性を尊重し、かつ一般株主の利益を毀損するような行為を行わず、上場子会社として維持する合理的理由および当社のガバナンス体制の実効性確保について、説明責任を果たしていく方針を示しております。

当社は、今後も親会社との協力関係を強化する方針ですが、東レグループにおける唯一の「水処理総合エンジニアリング企業」であることから、東レグループ企業との事業の棲み分けがなされております。

また、親会社や東レグループ企業からの役員就任や出向者の受入れは、当社の経営体制ならびにガバナンスの強化や技術・製品情報の交換を目的としたものであり、当社の経営判断を妨げるものではないことから、上場企業としての独立性を保っております。

当社は、親会社との間で「グループ経営に関する契約書」を締結しております。当該契約は、グループ経営理念の共有とグループガバナンス並びにリスク管理等の在り方を取り決める内容となっております。なお、いずれの取り決めにおいても一般株主の利益に配慮する内容が盛り込まれており、当社の親会社からの一定の独立性は確保されていると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上村 順一	他の会社の出身者											
千田 一夫	他の会社の出身者											
重松 直	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村 順一		○	同氏は、当社の親会社である東レ株式会社の出身であり、2009年4月まで同社及び同社グループ会社に勤務していました。	同氏は、東レ水処理メンテナンス株式会社において理事を経験している他、現在、日本テクノ株式会社の顧問を務めており、経営全般にわたる豊富な知識と見識を有しております。また、同氏は、2009年5月以降においては、当社親会社グループならびに当社グループ以外に所属しており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の選任要件を満たしているため、独立性が確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
千田 一夫	○	○	同氏は、当社の取引銀行であるみずほ銀行ならびにみずほ銀行グループ会社の出身であります。	同氏は、みずほ銀行における長年にわたる銀行業務の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有している他、社外での豊富な取締役及び監査役経験を有しております。当社は、みずほ銀行と定常的な銀行取引はありますが、同氏は、2009年6月以降においては、みずほ銀行ならびにみずほ銀行グループ以外に所属しており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の選任要件を満たしているため、独立性が確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
重松 直	○		同氏は、当社の親会社である東レ株式会社の出身であり、また2015年3月まで当社の兄弟会社である株式会社東レシステムセンターに勤務していました。	同氏は、株式会社東レシステムセンターの代表取締役会長を歴任された経験から、経営全般における幅広い知識と見識を有しており、当社の監査・監督業務強化のため、監査等委員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

以下の体制としていることから、職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。

- 1) 監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めたときは、補助使用人の体制整備及び強化に努める。
- 2) 監査等委員会の監査の支援のために、内部監査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。
- 3) 監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、内部監査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置している。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査等委員会と会計監査人の連携状況)

監査等委員会と会計監査人との連携状況につきましては、監査体制・計画の説明ならびに監査・レビュー実施状況の報告をはじめ、各決算期における会計監査報告を受けるなど、相互連携に努めております。

(監査等委員会と内部監査部門の連携状況)

内部監査部門として、内部監査室(1名)を設置しております。

内部監査室は、監査等委員会の職務を補助するとともに、緊密な情報交換を行い、相互の連携に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「ガバナンス委員会」の設置を以下の通り決議しております。

1. 目的
- 経営陣幹部（常勤の業務執行取締役を指す、以下同様。）の選解任と取締役候補の指名、並びに、経営陣幹部・取締役の報酬、支配株主との利益相反を適切に管理し、少数株主利益の保護を目的とした支配株主との重要な取引・行為の決定等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する目的として「ガバナンス委員会」を設置し、コーポレートガバナンス体制を強化いたします。
2. 構成
- 委員は3名以上で構成し、取締役から選任する。その過半数は独立社外取締役（監査等委員を含む）とすることとし、その選定は、取締役会決議によって行います。
3. 権限
- ガバナンス委員会は、経営陣幹部の指名等に関して、経営陣幹部の選任及び解任に関する株主総会並びに取締役会議案の原案、代表取締役社長の後継者計画に関する事項等の取締役会からの諮問に対して答申を行います。取締役への報酬に関して、取締役（監査等委員を含む）の個人別の報酬等に関する報酬の決定方針や監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬額等の内容について取締役会からの諮問に対して答申を行います。また、支配株主との利益相反を適切に管理し、少数株主利益の保護を目的とした支配株主との重要な取引・行為の決定等について取締役会からの諮問に対して答申を行います。
4. 委員
- 当年度における本委員会の委員は、以下の3名を選定しております。
- 委員長 千田一夫（監査等委員である取締役、独立社外取締役）
- 委員 古川 徹（代表取締役社長）
- 委員 上村順一（独立社外取締役）
- 2021年12月27日にガバナンス委員会を開催し、委員長として千田一夫氏を選任しております。
5. 設置日：2021 年12月20 日

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績結果を反映した現金報酬とする。目標となる業績指標とその値は、予算策定時に全社ならびに事業ごとに設定された値(営業利益)とし、その達成度ならびに過去実績を考慮し、各取締役の業績貢献度合いに応じて決定し、毎年一定の時期に支給する。なお、事業環境の変化に応じて適宜ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し見直しを行うものとする。

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長が各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価を行う。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を求めるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重し、決定する。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期の取締役への報酬額は以下の通り。

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役(監査等委員を除く)	110百万円	6名
取締役(監査等委員)	17百万円	5名
(社外取締役を除く)		
社外役員	8百万円	4名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬については、株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を、年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、年額5,000万円以内と決議いただいております。

それらを上限として、当該取締役会の決議に当たって、決議内容につき各監査等委員への説明を十分にを行い、監査等委員会の意見を反映したうえで、決定しております。現在のところ、当社は、非金銭報酬による報酬はございません。なお、2021年12月20日にガバナンス委員会を設置しており、設置日以降においては、監査等委員会の権限はガバナンス委員会が担うこととなりました。

a. 基本方針

当社は、グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員報酬制度を構築し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会により決議された報酬総枠の限度額を上限に、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与、在任期間中における功績に対する報酬としての役員退職慰労金により構成し、監査・監督機能を担う社外取締役ならびに取締役(監査等委員)については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。また、業務執行を担う取締役の各報酬の額ならびに配分については、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を踏まえ適宜見直しを図るものとする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬による現金支給とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案した原案をガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重した上で決定するものとする。

c. 業績連動報酬ならびに役員退職慰労金の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績結果を反映した現金報酬とする。目標となる業績指標とその値は、予算策定時に全社ならびに事業ごとに設定された値(営業利益)とし、その達成度ならびに過去実績を考慮し、各取締役の業績貢献度合いに応じて決定し、毎年一定の時期に支給する。なお、事業環境の変化に応じて適宜ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し見直しを行うものとする。役員退職慰労金は、取締役一律の支給基礎額に各役位別の在職年数を乗じて得た金額をもとに、在職中の功績に応じ評価を行い決定し、現金による支給とする。また、支給は株主総会の決議に基づき決定され、具体的な支給時期、金額等は取締役

会へ一任されるものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会(次項の委任を受けた代表取締役社長)はガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分、役員退職慰労金の功績評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を求めるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重し、決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制については、取締役会事務局である総務部が行っております。当事務局においては、取締役会の開催日程通知ならびに会議資料の事前配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会及び監査等委員会の状況)

当社取締役会は、取締役(監査等委員を除く)5名(うち社外取締役1名)と取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)で構成され、最高意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針や重要事項を審議決定するとともに、業務執行に関する事項の報告を行っております。また、当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役(監査等委員)は、取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するほか、工場や現場の実査等を通じて取締役(監査等委員を除く)の業務執行状況及び法令遵守の監視を目的として厳正な監査を行っております。

(取締役会の構成員の氏名等)

構成員(議長)代表取締役社長 古川 徹、常務取締役 丸山広記、取締役 石井克昌、取締役 柴田宗孝、社外取締役 上村順一、
取締役(常勤監査等委員) 齋藤敏仁、社外取締役(監査等委員) 千田一夫、社外取締役(監査等委員) 重松 直

(監査等委員会の構成員の氏名等)

構成員・取締役(常勤監査等委員) 齋藤敏仁、社外取締役(監査等委員) 千田一夫、社外取締役(監査等委員) 重松 直

(監査等委員会監査の状況)

当社における監査等委員監査は、社外取締役(監査等委員)2名を含む、監査等委員3名で構成される監査等委員会により実施されております。常勤監査等委員は、経営会議及びその他重要な会議に出席して、取締役の業務執行状況を把握し、必要に応じ取締役(監査等委員を除く)及び使用人に対して報告を求めることに加え、各事業部等が開催する定例会議のうち、監査上必要な会議に出席して会議の運営を監視するとともに、必要な意見を述べております。更に、監査等委員会で策定した年度監査計画に基づき、工場や現場における実査や重要な会議への出席など厳正な監査を行っております。

会計監査人とは、定期的な協議や決算期において会計監査報告を受けるなど相互連携に努めております。

取締役(監査等委員)千田一夫氏は、長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

取締役(監査等委員)重松 直氏は、東レグループでの豊富な取締役経験から、会社経営全般における幅広い知識と見識を有しております。

取締役(監査等委員)齋藤敏仁氏は、デュポン株式会社において財務および内部監査に係る豊富な知識と経験を有している他、東レ・デュポン株式会社においても常勤監査役として、監査全般に関する幅広い知識と見識を有しており、監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するために、同氏を常勤監査等委員として選定しております。

(ガバナンス委員会の構成員の氏名等)

構成員:独立社外取締役(監査等委員) 千田一夫(委員長)、代表取締役社長 古川 徹、独立社外取締役 上村順一

(会計監査の状況)

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく定期的な会計監査を受けております。2021年3月期において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は下記のとおりです。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者6名、その他17名であります。

指定有限責任社員 業務執行社員 磯貝 剛

指定有限責任社員 業務執行社員 中野 強

(内部監査の状況)

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室(1名)を設置し専任の室長を配置しており、全事業部門ならびに子会社を対象に社内規程や法令を遵守した業務執行状況の監査を行っております。同室は、監査等委員会の職務を補助するとともに、緊密な情報交換を行い、監査等委員会との相互連携に努めております。なお、内部監査室の使用人は、取締役(監査等委員)の監査を補助するに足る知見を有する者で構成され、適時適切に取締役(監査等委員)の監査に対する支援を行っております。

内部監査の運用状況としては、取締役及び取締役(監査等委員)同行の下、内部監査室による本社及び事業拠点への内部監査を実施しております。同監査では、企業倫理・法令遵守の取り組みやリスク管理の状況、関連法規や就業規則の遵守状況などのヒアリングを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会の体制につきましては、現状の企業規模や事業領域に照らした上、独立性ならびに客観性の高いガバナンス実行と、意思決定の迅速化の実現による効率的かつ機動的な業務執行において、適切な体制であると認識しております。

なお、従来からコーポレート・ガバナンスの質を高めるべく体制の構築に取り組んでおりますが、今後、国内外での市場競争において優位に事業展開を進めるために、より迅速な意思決定に基づく効率的かつ機動的な業務執行を行えるように、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	(1) 株主総会招集通知。 (2) 有価証券報告書及び四半期報告書、決算短信及び四半期決算短信、その他適時開示資料等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部においてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業倫理・法令遵守行動規範において、ステークホルダーへの姿勢と立場の尊重を掲げ、健全で良好な関係の維持に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001に基づく事業活動をしております。また、CSR活動についてはCSR・法令遵守・人権委員会を通じ、グループ全体で推進活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理・法令遵守行動規範において、ステークホルダーとの良好なコミュニケーションを掲げ、会社情報を適切かつ公正に提供することを周知徹底しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社グループは、創業以来、地球環境及び社会に水を通じ貢献して参りました。「100年先も人と地球をつなぐ情熱で、笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、社会に貢献します。」を企業理念として次の100年先もこれまで培ってきた責任と情熱で全てのステークホルダーと向き合うことにより持続的発展を目指し、新たな技術と製品を創造し、社会に広げることで笑顔があふれる環境を実現して、社会貢献を行って参ります。
この企業理念の具現化のために、次の内部統制システム体制の整備を行っております。

2. 整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範(以下、「企業行動規範」という)を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - CSR・法令遵守・人権委員会を通じて取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、企業倫理・法令遵守ハンドブックの配布を行うこと等により、コンプライアンスの理解を深め、尊重する意識を醸成する。
 - 社外取締役が客観的かつ独立的な見地より助言を行うことにより、適法性、妥当性、適正性を確保する。
 - 事業活動における企業行動規範・社内規定等を遵守させるべく、内部監査を担当する社長直轄の内部監査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。
 - 取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を社内及び社外に構築する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規定に基づき文書の作成、保存及び廃棄を行う。
 - 個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 事業部等の部門責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。部門責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
 - 2) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役社長、取締役(監査等委員を除く)、取締役(監査等委員)及び理事によって構成される経営会議を原則月2回開催し、迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。
 - 2) その他効率的な意思決定が可能となるよう決裁権限関連規程を制定し、取締役会及び経営会議で審議・承認されるべき事項、ならびに担当取締役(監査等委員を除く)等に委任される事項を規定している。
- (5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - 2) 子会社に対し管理・支援の基準となる関連規程を整備し、子会社として親会社の承認を求める事項ならびに報告を行う事項を定め、当社グループ全体としてのリスク管理及び効率的運営に努める。
 - 3) 子会社の取締役及び監査役を兼務する取締役及び使用人は、子会社取締役会への出席、定例の実査の実施、当社内部監査室及び子会社の内部監査部門のスタッフ機能の活用などを通じて、法令及び定款ならびに当社グループとしての企業行動規範の遵守、情報の保存及び管理について指導を行う。
 - 4) グループ内取引については、必要に応じ内部監査室が審査する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 1) 監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めるときは、補助使用人の体制整備及び強化に努める。
 - 2) 監査等委員会の監査の支援のために、内部監査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。
 - 3) 監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、補助使用人ならびに内部監査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置する。
- (7) 前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項
 補助使用人ならびに内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査等委員会の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。
 - 2) 取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがある時、取締役(監査等委員を除く)及び使用人による違法または不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査等委員会に報告する。
 - 3) 取締役(監査等委員を除く)及び部門責任者は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当部門のリスク管理体制について報告する。
 - 4) 内部通報制度等を通じて監査等委員会へ報告を行った者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わず、不利益な取り扱いがあった場合には厳正に対処する。
 - 5) 上記各号の報告及び取り扱いは、子会社の取締役及び使用人にも適用される。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役(監査等委員を除く)及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。
 - 2) 代表取締役社長と取締役(監査等委員)との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 取締役(監査等委員)の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査等委員会の意見を尊重して適切に負担を行う。
- (10) 施工管理技士資格等に係る不正取得に関する再発防止の取り組みについて
 - 1) 再発防止のための実行計画策定の背景
 2020年9月における第三者委員会からの提言に基づき、実行計画書を策定し、2020年10月に取締役会において承認を受け、実行に着手しました。
 - 2) 実行計画の妥当性の確認
 取締役会において、社外取締役並びに取締役(監査等委員)が客観的視点から実行計画の妥当性を評価し、出席取締役の全員一致により決定しております。
 - 3) 実行計画の推進スケジュール
 2020年10月から開始し、緊急的な対応並びに社内組織体制の構築を2020年度に完了させ、恒久対策等実行に時間を要するものについては、2021年度内の完了を予定しております。
 - 4) 実行計画の取り組み状況について
 全般状況：概ねスケジュール通り進捗しております。なお、進捗状況は、取締役会へ報告され、社外取締役並びに取締役(監査等委員)によるモニタリングが行われております。
 個別実施項目における対応概要
 - a) 適切な資格取得奨励と人材育成プランの検討：資格奨励制度を見直し、関連する給与規定等を2021年4月から改定しました。人材育成プランの検討については、社員の社歴や経験と連動した業務上必要な資格取得のための「資格取得モデルプラン」を作成すべく基礎データ収集を完了しました。
 - b) 受験資格又は資格要件の有無を確認する社内体制の構築：2020年11月に新設した「管理部」の「資格管理室」において、当社グループの受験資格や資格要件の充足を確認した上で、実務経験証明書を発行出来る体制としました。
 - c) 適切な印章管理：2020年11月に印章管理規定を改定し、社用印章の登録及び保管、押印の申請及び記録の保管等について管理を強化しました。
 - d) 適切な受験指導の実施：新設した「資格管理室」を受験指導及び計画立案の担当部署としました。
 - e) 受験資格チェック体制の構築：受験者の上長者及び所属部門長による確認を必須とした上、新設した「資格管理室」において実務経験証明書の確認を行うこととし、この確認を踏まえ証明書の発行を行う体制としました。また、「内部監査室」において定期的監査を行い、チェック体制が機能していることを確認することとしました。

- f) 内部監査部門の充実:2020年11月に社長直轄の「内部監査室」を設置し、専任の室長を配置することにより内部統制のモニタリング機能を強化しました。
- g) コンプライアンス部門の新設並びにリスク情報の速やかな共有と判断の実施:2020年11月に管理・コンプライアンス部門を新設するとともに、同部門内に新設した「管理部」に各事業部のリスク情報を一元的に集約可能な仕組みとし、経営陣に対して適時適切にリスク情報が報告される体制を構築しました。
- h) 内部通報制度の見直し及び内部通報制度の周知の徹底:内部通報制度(ヘルプライン)を見直し、内部通報制度の実効性を高めるために、利用しやすい環境を整備し全役職員に周知し、2021年4月から運用を開始しました。
- i) 役職員の人事ローテーションと人材育成:部署を超えて、会社全体の問題点や課題等を共有し、コミュニケーションを図るために、「総合企画部」を新設し、部署間での人事異動も意識的かつ計画的に実施するために、人材ローテーション計画を定期的に作成することとしました。
- j) コンプライアンス教育の徹底:新設の「内部監査室」が取締役(監査等委員)と協力して内部統制並びにコンプライアンス教育を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社は、反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の取締役及び使用人が守るべき企業行動規範に基づき毅然とした対応を行い、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わないことを基本方針としております。
2. 整備状況
総務部を対応部署とし、平素より所轄警察署及び外部専門機関から関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進しております。また、上記の基本方針を明記した「企業倫理・法令遵守ハンドブック」を作成し、取締役及び使用人に配布するなど周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (適時開示体制の概要)
- 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
1. 適時開示に関する基本方針
当社は、ステークホルダーに対して適時適切な会社情報を提供するため、金融商品取引法をはじめとする関連法規ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、正確で公平な適時開示に努めております。また、開示前の情報管理を徹底するため、社内において「内部者取引管理規定」を定め、当社及び子会社に関する重要情報の管理を行っております。
 2. 情報開示責任者と担当部門
当社における情報開示責任者は、総合企画部長であり、情報開示担当部門は、経理部となっております。
 3. 適時開示に係る社内体制
適時開示規則に定める「決定事実に関する情報」や「決算に関する情報」については、当社の取締役会における承認・決議後、速やかに開示しております。
また、適時開示規則に定める「発生事実に関する情報」については、当社及び子会社において事象の発生が予測される場合または認識を行った時点において、適時開示規則に基づく開示の必要性や重要性について検討を行い、開示が必要と判断した場合には、総合企画部長への報告後、取締役会での審議承認を経て、速やかに開示しております。
なお、開示資料の作成については情報開示担当部門である経理部を中心に行っておりますが、必要に応じて総務部との協議、あるいは情報を所有する関係部門と連携の上、正確な開示資料の作成に努めております。

- (コーポレート・ガバナンス体制図)
- 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は、添付の図に示す通りであります。

以上

